

埼玉県感染防止対策協力金

早期給付のご案内

(第15期：10月1日～10月24日要請分)

埼玉県による営業時間短縮等の要請にご協力いただいた飲食店(カラオケ店、バー等を含む)を運営する事業者の皆様に対し支給する感染防止対策協力金(第15期分)の一部を**早期給付**します。(売上高方式による申請者に限る。)

申請期間

令和3年10月1日(金) ～ 令和3年10月15日(金)

支給額

1店舗当たり **30万円**

※算出方法 2.5万円(県内の協力金下限額) × 12日 = **30万円**

※売上高に応じて算出した総支給額と早期給付分(30万円)との差額については、本申請における審査ののち、追加支給いたします。必ず埼玉県感染防止対策協力金(第15期)の本申請を行ってください。

申請要件・申請方法

1 申請要件

- (1) 埼玉県感染防止対策協力金の支給要件を遵守すること。
- (2) 過去に埼玉県感染防止対策協力金の受給実績があること。
- (3) 営業時間短縮等の取組を店舗に掲示すること。

2 申請方法

(1) 電子メール申請の場合

第15期早期給付申請書を記載の上、以下のアドレスに送信する。

〔送信先〕

soukikyufu@shinsei-pref-saitama.jp

※メールの件名に「第15期早期給付 法人名又は氏名」と記載してください。

(2) 郵送申請の場合

第15期早期給付申請書を記載の上、以下の送付先に郵送する。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県感染防止対策協力金(第15期 早期給付)事務局 宛

○申請方法等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678 (平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00)

第15期協力金の主な支給要件等(段階的緩和措置 R3.10.1~10.24の場合)

項目		段階的緩和措置			
認証店※	営業時間	午前5時から午後9時までに短縮			
	酒類提供	午前11時から午後8時までに短縮			
	人数上限	<table border="1"> <tr> <td>飲食店及び遊興施設等</td> <td>4人以内、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。</td> </tr> <tr> <td>結婚式場</td> <td>同一テーブルで4人以内</td> </tr> </table>	飲食店及び遊興施設等	4人以内、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。	結婚式場
飲食店及び遊興施設等	4人以内、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。				
結婚式場	同一テーブルで4人以内				
非認証店	営業時間	午前5時から午後8時までに短縮			
	酒類提供	終日、 提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと)			
	人数上限	<table border="1"> <tr> <td>飲食店及び遊興施設等</td> <td>認証店と同様</td> </tr> <tr> <td>結婚式場</td> <td>認証店と同様</td> </tr> </table>	飲食店及び遊興施設等	認証店と同様	結婚式場
飲食店及び遊興施設等	認証店と同様				
結婚式場	認証店と同様				
カラオケ設備の使用自粛		<ul style="list-style-type: none"> ・飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用を自粛すること。 ・飲食を主として業としていない店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染防止対策を徹底すること。 			

【その他要件】

- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- ・ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

※認証店:彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証を受けた店舗。
詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

支給額の考え方

売上高(※)	協力金の日額
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 (売上高(※)×0.3)
25万円以上	7.5万円

売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4(最大20万円、下限なし)

※ 売上高は前年又は前々年の1日当たりの額

県内事業者向けLINE公式アカウントのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者の皆様向けに、県ではLINE公式アカウント「埼玉県 事業者支援情報」で、各種支援金をはじめとする支援情報を幅広く配信しています。是非御活用ください。

○県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/linesaitamakenjigyousha.html>